

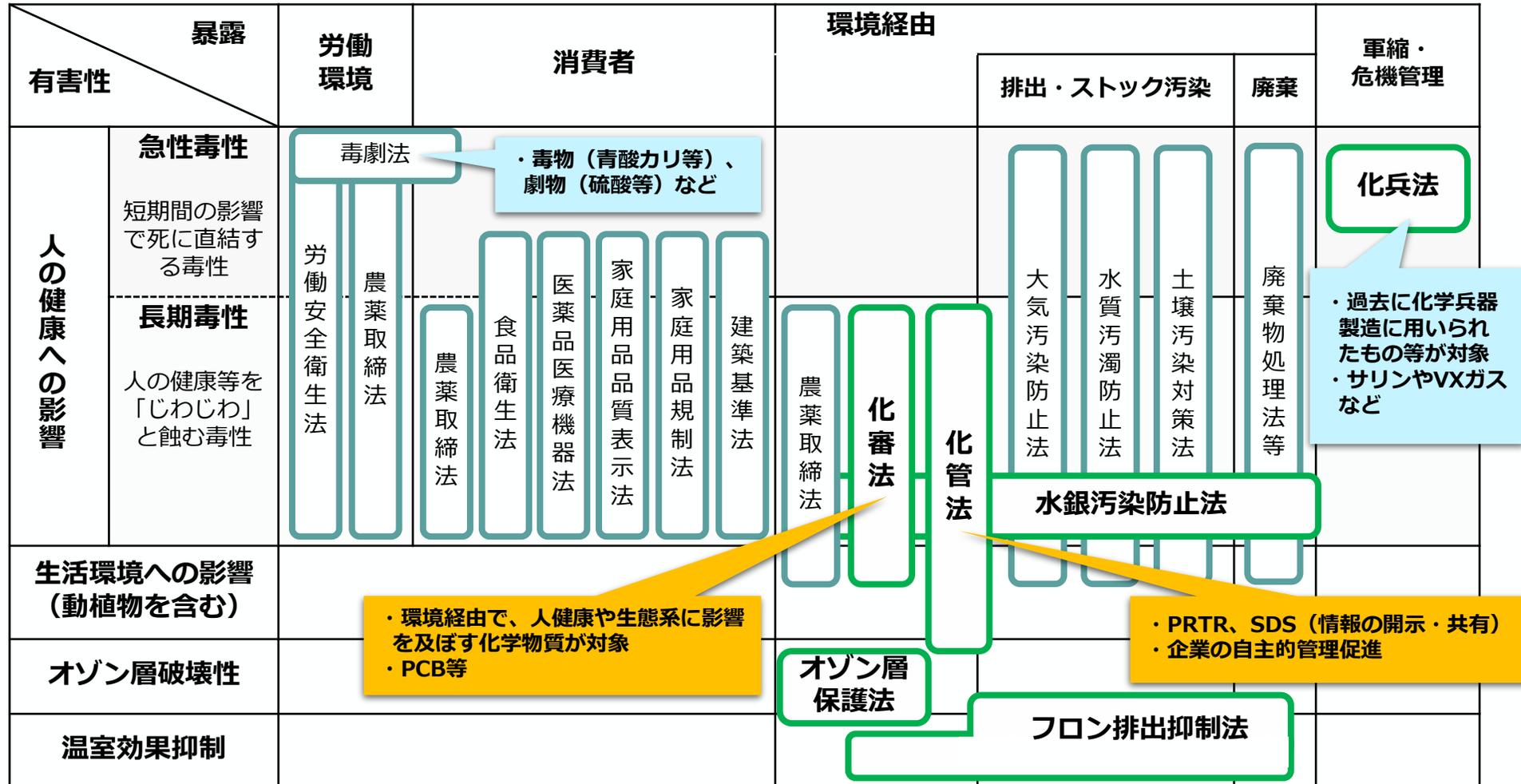
# 化学物質管理政策をめぐる最近の動向

令和7年3月10日

経済産業省産業保安・安全グループ  
化学物質管理課

# 我が国における化学物質規制の全体像

- 我が国においては、暴露経路やライフサイクルの段階に応じ、様々な法律により化学物質規制が行われている。
- 経産省化学物質管理課では、化審法、化管法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、化兵法及び水銀汚染防止法を所管。



# 経産省化学物質管理課の所管法令と国際条約

| 法律 ※赤字は所管省庁  | 国際条約   |
|--|--|
| <b>化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立）厚経環</b> <ul style="list-style-type: none"><li>化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。</li><li>新規化学物質及び既存化学物質が環境を經由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。</li></ul>  | <b>ストックホルム条約（2001年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。</li></ul>  |
| <b>化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立）経環</b> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。</li><li>PRTR制度：事業所（3.2万）の排出・移動量公表</li><li>SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）</li></ul>  | <b>PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。</li></ul>                           |
| <b>オゾン層保護法（1988年成立）経</b> <ul style="list-style-type: none"><li>モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。</li></ul> <b>フロン排出抑制法（2001年成立）経環</b> <ul style="list-style-type: none"><li>フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。</li></ul> | <b>モントリオール議定書（1987年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。</li></ul>                                |
| <b>化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立）経</b> <ul style="list-style-type: none"><li>化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。</li><li>特定物質（サリン等）の製造・使用等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。</li></ul>   | <b>化学兵器禁止条約（1992年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。</li><li>国際機関（OPCW）に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。</li></ul>   |
| <b>水銀汚染防止法（2015年成立）経環</b> <ul style="list-style-type: none"><li>水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。</li><li>水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。</li></ul>   | <b>水銀に関する水俣条約（2013年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。</li></ul> |

# 近年における所管法令の主な改正状況

## 化学物質審査規制法

- 2025年1月、COP9（2019年4月～5月）でPFOA等が廃絶対象物質に追加されたことを受け、PFOA関連物質※1を「第一種特定化学物質」として指定。
- 2025年2月、COP11（2023年5月）で廃絶対象物質に追加された、デクロランプラス、メトキシクロル及びUV-328を「第一種特定化学物質」として指定。
- 2025年4月、環境省及び厚労省との合同審議会（2023年9月）※2の結論を踏まえ、NPEを「第二種特定化学物質」として指定予定。

※1 PFOAの異性体又はその塩については、2024年9月に「第一種特定化学物質」として指定。

※2 厚労省の薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、経産省の化学物質審議会安全対策部会、環境省の中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合。

## 水銀汚染防止法

- 水銀に関する水俣条約の第4回及び第5回締約国会議（2022年3月～2023年11月に開催）において、特定の電池や蛍光灯等の水銀添加製品の製造・輸出入廃止が決定されたことを踏まえ、我が国においても同製品を「特定水銀使用製品」に追加指定し規制措置を講じるため、2024年12月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」を改正。

# 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される**残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）**の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等について規定（2004年5月発効）。
- POPs条約で廃絶、制限対象となった化学物質については、国内における検討を経て、**化審法の第一種特定化学物質に指定**。
- 条約の対象物質の追加等を踏まえ、条約の義務を履行するための**国内実施計画を2025年3月に改定**。

## 【POPs条約の検討プロセス】



# ロッテルダム条約

(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)

- 先進国で使用が禁止又は厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、**締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続 (Prior Informed Consent、通称 PIC)** 等を設けている (2004年9月発効)。
- 対象となる化学物質については、輸出承認申請 (輸出貿易管理令) の対象。
- 2023年の検討委員会 (CRC) では臭化メチル (駆除剤) 及びパラコート (駆除剤)、2024年のCRCではクロルピリホス (駆除剤) 及び水銀 (工業用化学物質) について、対象物質への追加を2025年に開催される締約国会議 (COP12) に勧告すること等が決定。

## ロッテルダム条約締約国の主な義務

- 最終規制措置の事務局への通報 (第5条)
- 附属書III掲載物質の輸入意思を事務局へ回答 (第10条)
- 附属書III掲載物質を輸出する際は、輸入国の回答に従う (第11条)
- 国内で厳しく規制された物質を輸出する際は、輸入国へ輸出の通報を行う (第12条)

## 対象化学物質

- 条約附属書III掲載物質: 55物質群 (駆除剤、著しく有害な駆除用製剤、工業用化学物質)
- 自国が独自に禁止又は厳しく制限している物質 (最終規制措置対象物質)

| 我が国における最終規制措置対象物質     |
|-----------------------|
| 化学物質審査規制法 (第一種特定化学物質) |
| 労働安全衛生法 (製造等が禁止された物質) |
| 毒物及び劇物取締法 (特定毒物)      |
| 農薬取締法 (販売禁止農薬等)       |

締約国からの通知を受けて  
PIC化学物質検討委員会 (CRC) で審査され、  
締約国会議 (COP) で決定

# OECD化学品・バイオ技術委員会

- OECD化学品・バイオ技術委員会（CBC : Chemicals and Biotechnology Committee）は、環境保健安全プログラム（EHS : Environment, Health and Safety Programme）を統括する委員会として、2021年1月に環境委員会（EPOC）から独立。8ヶ月に1回開催。
- 12の作業部会のほか、横断的プロジェクトやアドホックな専門家会合等が多数存在。化学物質の評価方法を定めたテストガイドライン（TG）作成、研究所の質を担保するための優良試験所基準原則（GLP）及び制度の運用、並びにデータ相互受け入れ制度（MAD）の推進等を主な活動としている。
- 経産省を筆頭に、厚労省、環境省、農水省ほか関係省庁及び国研等が参画。

## CBCの体制図

- ① テストガイドライン作業部会（WNT）
- ② GLP作業部会（WPGLP）
- ③ 有害性評価作業部会（WPHA）
- ④ 曝露評価作業部会（WPEA）
- ⑤ リスク管理作業部会（WPRM）
- ⑥ 工業ナノ材料作業部会（WPMN）
- ⑦ 農薬作業部会（WPP）
- ⑧ バイオサイド作業部会（WPB）
- ⑨ 化学事故作業部会（WPCA）
- ⑩ PRTR作業部会（WP-PRTRs）
- ⑪ バイオテクノロジーの規制監督の調和作業部会（WP-HROB）
- ⑫ 新規食品・飼料の安全作業部会（WP-SNFF）

OECD EHSプログラムの推進

## 第6回CBCにおける主な議題（2024年11月5日-7日）

- GLP原則の遵守に関する理事会決定-勧告の改定
- 特別セッション：発達神経毒性in vitro battery（DNT-IVB）：化学物質評価にNAMsを導入するための国際共同研究
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）下の新しい危険有害性分類の可能性に関する作業の進捗状況
- ナノプラスチックの毒性等に関するプロジェクト提案
- データ共有に関するベストプラクティスガイド
- 利用可能な最良の技術（BAT）に関するOECDプロジェクトにおける今後の作業
- OECDグローバルPFASグループの次期活動（2025-2028）計画案
- 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）への貢献

# 日EU化学品ワーキンググループ

- 経産省とEU企業総局は、1993年に日EU産業政策対話を創設。その下に、**日EU規制当局間（化学物質管理課・EU企業総局REACH課）の対話の機会を得ることを目的として、2013年に日EU化学品ワーキンググループを設置。**
- 日EU化学品ワーキンググループでは、これまでに計7回の会合を実施。直近の第7回会合は、2024年10月に日本において開催。化審法やREACHの運用等について意見交換を行うとともに、化学物質管理に関する最近のトピックスについて共有。

## 第7回化学品ワーキンググループの主な議題

- 化審法、REACH及びCLPの最新の動向について
- 化学物質に関する情報伝達の在り方について
- 新規化学試験や化学物質のリスク評価に関する新しいアプローチ手法（NAMs）について



第7回日EU化学品ワーキンググループの様子

# 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

（Global Framework on Chemicals – For a planet free of harm from chemicals and waste）

- 2023年9月の第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）において、2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的なアプローチ（SAICM）」の後継となる、**「化学物質管理に関するグローバル枠組み（GFC）－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」**が採択。
- **マルチセクター**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における、**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までの**ライフサイクル全体**を通じた、**法的拘束力のない**化学物質管理の枠組み。

## ■ GFC関連文書及び枠組み構成



リオ宣言に沿った化学物質管理の推進  
循環型社会の推進  
化学物質に関する情報アクセス

**対象範囲：**  
化学物質のライフサイクル（製品と廃棄物段階を含む）

**ビジョン：**  
安全で健康的かつ持続可能な未来のために、  
化学物質や廃棄物による悪影響から解放された地球

**目的：**  
化学物質と廃棄物による悪影響の防止、または最小化

- A：能力・法制度の整備
  - B：知識・情報・データ
  - C：懸念課題
  - D：より安全な代替と、革新的で持続可能な解決策
  - E：意思決定プロセスへの統合
- 各目標ごとに7つ程度のターゲット（2030年or2035年の設定も）

# 国内でのGFC実現に向けて（国内実施計画の策定）

- GFCでは、実施のための手法として、各国に国内実施計画の策定を求めていることから、我が国でも、関係省庁連絡会議において国内実施計画を策定中。
- GFCにおいては多様な分野、多様な主体の参加が強く推奨されていることから、市民団体や産業界等が参画する政策対話やパブコメ等を用いて意見集約を行い、幅広い主体の関与を得ながら策定作業を進めているところ。

## ■ GFC国内実施に向けた各主体の主な役割と進捗

| 会議体・意見聴取        | 構成・意見聴取先                      | 役割・意見聴取内容                                   | 2024年度の実績  |
|-----------------|-------------------------------|---|--|
| GFC関係省庁連絡会議     | 環境省、経産省、農水省、厚労省等の関係省庁で構成      | ・国内実施計画の策定<br>・国内実施の進捗確認<br>・国内実施結果の取りまとめ 等 | 第1回：2024年4月11日<br>第2回：2024年9月2日<br>第3回：2024年12月18日 |
| 化学物質と環境に関する政策対話 | 市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体で構成 | ・計画に盛り込むべき取組 等<br>・計画に基づく取組状況 等             | 第20回：2024年11月12日<br>第21回：2025年2月7日                 |
| 環境省による個別ヒアリング等  | 市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体    | ・計画に盛り込むべき取組 等<br>・計画に基づく取組状況 等             | 随時   |
| パブリックコメント       | 広く国民全般                        | ・国内実施計画案<br>・実施結果取りまとめ案 等                   | 実施中（2025年2月18日～3月21日）                              |

## ■ スケジュール

- 2024年度中 国内実施計画案の策定
- 2025年6月 臨時公開作業部会（OEWG）への報告
- 2026年度 第1回GFC国際会議での国内実施計画の報告

# プラスチック汚染に関する条約交渉

- 2022年3月、深刻化する海洋プラスチック汚染の問題を背景に、国連環境総会にて、「プラスチック汚染を終わらせる」ことを目的として、法的拘束力のある国際文書（条約）策定のための政府間交渉委員会（INC）の設置に合意。（2024年末までに作業を終える）（UNEA決議5/14）

アドホックOEWG  
2022/5/30-6/1  
セネガル・ダカール（ハイブリッド）

- 正式交渉開始前の非公式準備会合。
- 交渉の進め方や検討すべき規定・要素について議論。

INC 1  
2022/11/28-12/2  
ウルグアイ/プンタ・デル・エステ

- UNEA決定5/14に則して条約に含める要素について議論
- 「プラスチック・サイエンス」：OEWGの議論を受けて事務局が取りまとめた情報提供文書。

INC 2  
2023/5/29-6/2  
フランス・パリ

- 会合前に条約に含めるべき要素について、各国から文書（サブミッション）提出。
- 上記を踏まえ、事務局が新条約に含めるべき要素や各要素のオプションをまとめた資料を作成。上流分野の様々な規制的措置もオプションに含まれる。
- 「プラスチック中の化学物質」：UNEP及びBRS事務局が技術的報告書を情報提供文書として取りまとめ。

INC 3  
2023/11/13-18  
ケニア・ナイロビ

- それまでの議論を踏まえ、会合前に議長が「ゼロ・ドラフト」発出。上流分野の様々な規制的措置及びそのオプションが含まれ、中東諸国、ロシア、中国等が強く反発。
- 会合では、各国のゼロ・ドラフトに対する修正意見を全て反映させた、膨大なボリュームの「条文案改訂版(revised draft text)」作成。会期間で行う作業について議論するも合意に至らず。

INC 4  
2024/4/23-29  
カナダ・オタワ

- 「統合テキスト」の各オプションを集約する作業を実施。ボリューム、オプションは減ったものの、多数のブラケットが含まれる読解困難な「統合条文案 (compilation of draft text)」作成。立場の違いは埋まらず。
- 専門的・技術的な作業を進める会期間会合の開催に合意（テーマ：①プラスチック製品、懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定、②資金・技術支援等の実施手段）。

会期間会合  
2024/8/24-28  
タイ・バンコク

- 技術専門家会合との位置づけだが、多くの国が交渉官レベルで対応。各国の立場等についての理解は深まるも、交渉会合ではないため、溝は埋まらず。

INC 5  
2024/11/25-12/1  
韓国・釜山

- 会合終了後、INC 5での合意に向けて議長自身のイニシアティブによる動きが活発化。統合条文案とは別に、これまでの議論や各国等との意見交換、交渉ヘッド（HoDs）会合等での議論を踏まえた「議長ノン・ペーパー」を作成。

2024年末までに  
作業完了を目指す



**合意に至らず、2025年8月にスイスでINC5.2を開催予定**

# 第5回政府間交渉委員会（INC5）結果概要

- **2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山において開催。**
- 2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すを採択。今回合会において、精力的な交渉が行われたものの、**合意に至らず、今後、再開合会が開催される予定。**

## 1. 今回合会の議論及び結果概要

- バジエスINC議長（エクアドル）が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案も参照しつつ、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉**。11月29日には、改めて議長から条文案が提示され、議論継続。
- この過程において、
  - ①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展**。
  - ②他方で、**プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われず**。
- この結果、**最終日の12月1日には、議長から条文案が再度提示されたものの、合意には至らず**。このため、今後、**再開合会を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開合会における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認**。

## 2. 日本の主張・対応

日本からは、今回の合会において、

- ①プラスチックの**ライフサイクル全体での取組の促進**、②**プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化**、③各国における**プラスチック資源循環の促進**、④**環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進**、⑤**適正な廃棄物管理**（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥**国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー**、⑦**全ての資金源からの資源動員の重要性等**について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与。**再開合会においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言**。
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として地域合会を主催。

## 3. 今後の予定

再開合会（INC5.2）  
2025/8/5-14 スイス・ジュネーブ



外交会議（立候補国：エクアドル、ルワンダ・ペレー（共催）、セネガル）

# 【参考】資源有効利用促進法の改正事項（案）

## 再生材利用の拡大

### 課題

- 現行制度では、メーカーの再生材利用は一部を除き努力義務
- かつ、再生材利用をモニタリングする仕組みが存在せず、再生材利用の改善を促すことが困難

### 措置事項

- 再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を義務付ける**
- 取組が著しく不十分であるときは、勧告・命令の対象とし、命令に違反した場合には罰則の対象とする

## 環境配慮設計の促進

### 課題

- 現行制度では、リサイクルしやすい製品設計をすべき製品を指定、最低限守るべき基準は存在
- 他方、製品設計の特に優れた製品が評価され、定常的に全体のレベルを底上げする仕掛けなし

### 措置事項

- ライフサイクル全体の環境負荷低減を考慮した**特に優れた製品設計（易解体設計、長寿命化）の認定制度を創設する**
- **認定製品はその旨の表示**を行うことができるほか、当該製品の**リサイクルを行うための設備投資への金融支援**など、**認定事業者に対する特例措置**を講ずる

## 再資源化の促進

### 課題

- 現行制度では、小型電池など一定の製品にメーカー等の回収・再資源化を義務付けているが、回収スキームが十分に構築されておらず、回収率が低い
- かつ、回収・再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みが存在しない

### 措置事項

- 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与**する
- これにより回収の実施状況をモニタリングし、必要があれば担保措置（勧告・命令など）で回収率の改善を促すことが可能になる

## CEコマースの促進

### 課題

- 現行制度では、CEコマースへの消費者の安全・安心面の懸念を払拭し、CEコマースビジネスを健全に育成する適切な規律が存在しない

### 措置事項

- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から満たすべきCEコマースビジネスの基準を設定する**

# 水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**2013年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017年8月に発効。**
- **水俣条約を国内実施するために制定された「水銀汚染防止法」**は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、蛍光灯、体温計、血圧計などを「**特定水銀使用製品**」として政令で指定し、**その製造禁止**等について措置。

## 水銀に関する水俣条約

### 水銀の一次採掘

新規は即時、既存は15年内に全面禁止

### 水銀の輸出入

特定の場合(許可される用途等)に限定

小規模金採掘における  
水銀使用削減

製造工程※1における  
水銀使用削減／段階的廃止

※1 塩ビ、ポリウレタン、苛性ソーダ等の製造工程

水銀添加製品※2製造、輸出入段階的廃止

※2 電池、蛍光灯、体温計等

水銀の暫定的保管  
水銀廃棄物管理

環境上適正に実施

水銀の土壌・水・大気への放出  
規制措置・削減

## 水銀汚染防止法（経産省・環境省共管）

### 水銀の一次採掘の禁止

※輸出入については外為法において規制

小規模金採掘における  
水銀使用の禁止

政令で定める製造工程における  
水銀使用の禁止

政令で定める水銀添加製品(特定水銀  
使用製品)の製造禁止及び部品  
としての使用の制限

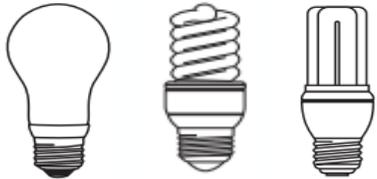
省令で定める既存の水銀を使用する  
用途以外の新たな水銀を使用する  
用途への許可制

水銀等を貯蔵する者への管理指針  
遵守義務及び定期報告義務

水銀含有再生資源を管理する者への  
管理指針遵守義務及び定期報告義務

# 国内法における水銀添加製品の製造及び輸出入規制

- 第4回（2022年3月）・第5回（2023年11月）締約国会議において、**蛍光灯の種類に応じ2027年末までの廃止が決定**。これを受け、水銀汚染防止法施行令を改正（2024年12月27日公布）し、同製品の製造等規制を決定。 ※輸出入は、外為法上で担保。
- 下記のとおり、製品によって2026年1月1日、2027年1月1日、2028年1月1日より段階的に規制を開始。 **※規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。**

| 種類            | 直管形蛍光灯   | 環形蛍光灯   | コンパクト形<br>蛍光灯  | 電球形蛍光灯   |
|---------------|--|---|--|--|
| 製造・輸出入の禁止開始時期 | 2028年1月1日（※）   | 2028年1月1日（※）  | 2027年1月1日  | 2026年1月1日  |
| 写真（例）         |  |  |  ピン形口金 |  ネジ式口金 |

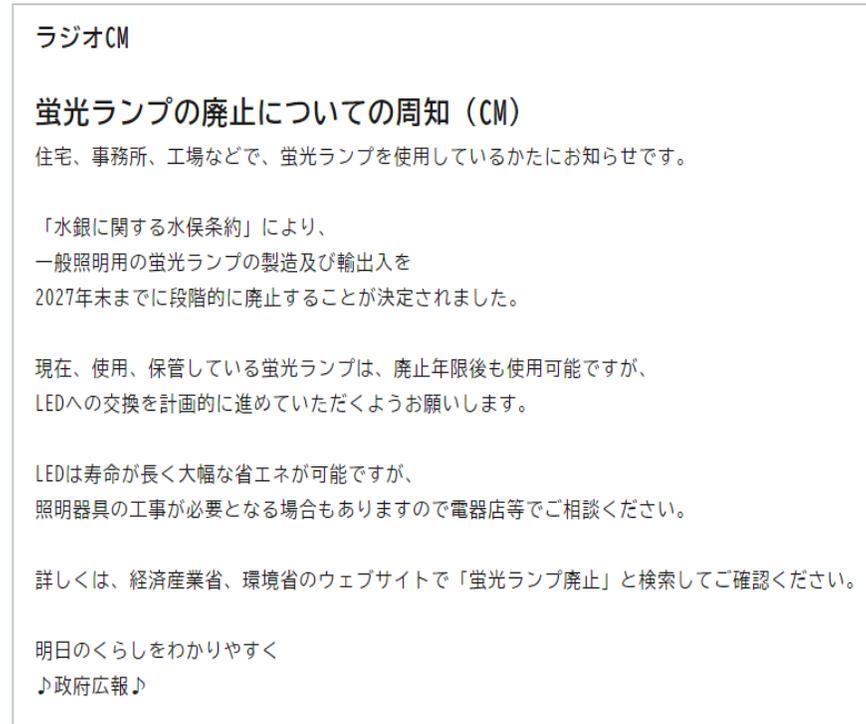
（※）一部の直管形蛍光灯及び環形蛍光灯は、**2027年1月1日から製造・輸出入が禁止**。

# 蛍光灯製造規制及びそれに伴うLEDへの変更に係る周知活動

- 一般照明用蛍光灯の製造・輸出入禁止に向け、環境省や業界団体等、関係者と連携しながら計画的なLEDへの切り替えや照明交換時の注意点（不適切な取付けによる火災などの事故の防止）等について周知活動を実施。
- 既に、**関係省庁・業界団体・地方自治体に対する通知文発出、経産省X（旧ツイッター）での発信、政府広報（ラジオ）の放送、説明動画を配信**。今後はポスター・チラシ、特設HPの制作等、引き続き各種媒体を活用した周知活動を実施予定。

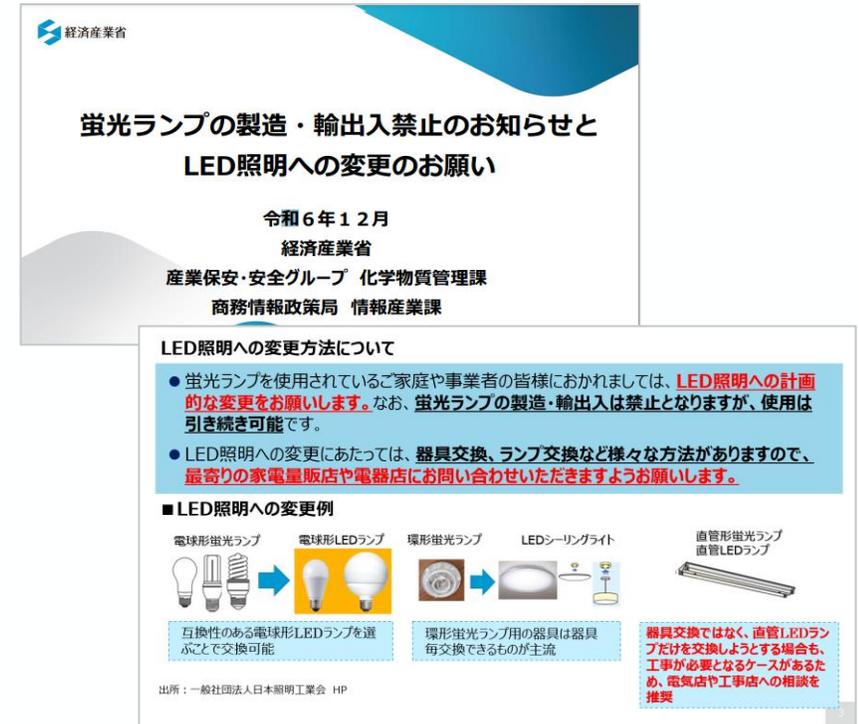


経産省X（旧ツイッター）での発信（2024年12月）



東京FM（政府広報）（2024年11月）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202411/radio-2484.html>



経産省Youtube（動画配信）（2025年2月）

<https://www.youtube.com/watch?v=SaudYQg0coI>

# チャットボットの導入

- 化学物質管理課が所管する法律のうち、特に問合せが多い3つの法律（化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法、フロン排出抑制法）に関して、令和7年度からチャットボットを導入し、問合せ対応の効率化を図る。

## 現状

化学物質管理課のホームページにおいて、化学物質管理に関連する法律（**化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法、フロン排出抑制法等**）の解説、申請手続き、FAQ等を掲載しているが、**化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法、フロン排出抑制法**については、特に問合せが多く、年間約1万件の問合せ（メール・電話）がある状況。

## 導入目的と効果

このため、24時間365日、チャットで問合せが可能な**チャットボットを導入することにより、問合せ対応の効率化等**を図る。

## チャットボットの導入イメージ

化学物質管理課のホームページ



チャットウィンドウデザイン



チャットボットのバナー